

第 73 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 8 月 1 日（水） 10：00～11：20

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、伊藤正次構成員、磯部哲構成員、勢一智子構成員、山本隆司構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、浅野敬広内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番 12：育児休業等の期間延長に係る手続の見直し（厚生労働省）>

（高橋部会長）制度上かなりひずみが出ているため、一部の市町村に非常に多大な事務負担が出ているという点や制度の信頼性という点でも様々な問題が生じているという認識は持っているという理解で良いか。

（厚生労働省）御指摘の問題は、あくまでも保育所の整備が追いつかない時における過渡的な問題であって、問題が生じているのは、待機児童が多い一部の地域であるが、そのような地方自治体で問題が生じていると認識している。

（高橋部会長）再度確認するが、待機児童が発生している状態の中で、その地域についてはかなり深刻な問題が起きているという認識を持っているということが良いか。

（厚生労働省）深刻という言葉をどのように受けとめるか次第だが、今回御提案いただいているように地方自治体に必要以上の御負担がかかっていると認識している。

（高橋部会長）繰り返しになるが、制度の公平な運営という点についても、問題があるという認識を持っているということが良いか。

（厚生労働省）具体的にどのような対応がお互いにとってプラスになるかという観点から、我々もきちんと受けとめて検討していきたい。ただし、入所保留通知書は基本的に入所できない方に対しては、必ず出されるものと考えているため、入所保留通知書を前提として我々が制度設計をするということ自体は、ある意味、合理的・効率的な方法だと考える。

ただ、復職の意思があるかどうかは、保護者の内面の意図に関わるため、入所保留通知書等で外形的に判断するという仕組みの下、この仕組みをうまく使って育児休業を延長しようとする保護者が生じてしまう。そのため、我々にとっても、地方自治体にとっても混乱が生じている。この問題を厚生労働省や地方自治体としても受けとめて、何らかの運用上の良い方法が見つけられないかを検討していく必要があると考えている。

（高橋部会長）一部の保護者といっても、提案団体の大阪市の調査だと 36%の保護者が入所保留通知書の入手を目的としている。

（厚生労働省）保護者の内面の意思は判断できない部分があるため、おそらく、一定程度割り切った上で 36%と示していると思われるので、本当に一人一人の意思をきちんと確認すれば、結果は変わってくるかもしれない。ただ、それをしっかり見ていこうとする場合、地方自治体の負担が大きいので、どのようにある程度外形的に見ていけるかというのが今後の課題である。

（山本構成員）説明いただいたとおり、結局、保護者の復職の意思を正確に判断することがおよそ困難であるというところからまず問題の根源がある。解決を図るためには、一つは、保護者の復職の意思をなるべく正確に把握するような仕組みをどう作っていくかということ、もう一つは、完全には把握できないということを前提にして、ある程度割り切らざるを得ないという面がある。現行の仕組みは、両方を考えた上で作られたものだと思うが、やはり問題が出てきている。この 2 つの考慮すべき要素を入れた何か別の手段があるかどうかを検討していただけるとの説明であったことから、事務局を通じて、よく提案団体の大阪市とも議論した上で、検討

していただきたい。

(厚生労働省) まさに御指摘のとおりだと思う。保護者の内面の意思であるため、どこまで掘り下げて確認するかということは容易でない課題である。そのため、保護者の内面の意思を一定程度割り切らざるを得ないという中で、どのように確認することが最も合理的なのかという課題と、あともう一つ、外形標準だけにこだわるのであれば、内定辞退は外形標準として出てくるので、内定辞退という事実に対して対応する考えもあると思う。これらの課題は、今後の話し合いの中でどういう方法が適切か考えたい。

ただ、大きな方向としては、待機児童を発生させないために、保育所整備はできるだけ進めていきたいということ、また、女性活躍も重要視される状況の中で、どのような最適解が見つかるかということだと思っている。その上で、厚生労働省として何ができるかということと、地方自治体にもどのようなことをしていただけるかというそれぞれのやりとりの中で最適解が見つければ良いと思っている。

(磯部構成員) 色々困難な問題だということは理解できる。地方自治体に必要以上に負担がかかること、また、どこかで合理的に割り切らなければ制度が機能しないということ。その両方の考え方で、一番しわ寄せがどこに行っているかということ、結局、入所保留通知書を目的として復職の意思がないのに保育所の入所申込みを行う保護者が内定した場合、辞退してしまうがために、本来希望していた保育所でサービスを受けたかったのに受けられなくなってしまう。このように弾かれた保護者をどう救うかが喫緊の問題となっている。さらに、入所困難地域においては、復職の意思がない保護者が保育所の入所保留通知書を入手し、最長で2年の育児休業を取得できることがあるが、そもそも待機児童が発生していない地域には育児休業を2年取得できる可能性もなく、現行の支障を解決しようとしても不平等が生じる。根本的に解決するために、原則2年間の育児休業を取得できるような見直しはできないのか。

(厚生労働省) 見直しは難しい。理由としては、先ほど説明したとおり、大きな方向としては女性活躍や女性の円滑なキャリア形成を図るために、多くの女性が育児休業を取得している状況の中で、育児休業期間を原則2年にした場合、おそらく女性だけに育児休業取得が偏ることになりかねない。そのため、これまでも育児休業期間が1年から例外的に1年6カ月、また2年という段階的な見直しになったのだと思う。原則2年というのは、選択肢としてはあると思うが、今の様々な環境が整っていない状況においては、難しい選択肢と思う。

(高橋部会長) 御検討いただくということだが、磯部構成員が説明したとおり、早期に解決を図る必要のある課題である。実際に注目を受けている提案であり、待機児童が発生している地域の保護者は、かなりこの問題に気にしていると思う。どのように今後の検討スケジュールを考えているか。

(厚生労働省) 不適切な行動は育児休業延長や給付延長の対象にならないという周知はすぐにできる。

(高橋部会長) 保護者が保育所の内定を辞退した場合、給付延長しない扱いになるということか。

(厚生労働省) 要するに、復職の意思がないにも関わらず保育所の申し込みを行い、入所保留通知書をそのために得ようとするような行動は、本来、望ましくない行動であって、そのような保護者については、延長の対象でないということを周知することは、すぐにできると思う。その上で、実際にそのような保護者をどのように除外していくかということは、運用上の仕掛けが必要になる。その際に、例えば先ほど説明したように保護者の内面の意思をもう少し上手く確認する方法、または内定を辞退するような外形的に事実確認できる保護者を除外するようなことはないだろうかという選択肢が考えられる。これらの選択肢は、地方自治体と精力的に議論すれば、時間をかけずにある程度の結論は見出せるのではないかと思う。

(高橋部会長) 今年の年末までには結論は得られるということか。

(厚生労働省) 年末までには結論を出さなければならないと思って臨んでいる。

(高橋部会長) まずは、2次ヒアリングまでに検討の上、方向性を示していただきたい。その上で、年末までには一定の結論をかなり客観的な形で措置いただきたい。

(厚生労働省) 先ほども説明したとおり、厚生労働省としてできることと、地方自治体に協力いただかないとできないこともあるので、双方からどういうことができるかを持ち寄る必要がある。

(高橋部会長) 事務局はスケジュール上、問題ないか。

(小谷参事官) はい。

(伊藤構成員) 対応いただけるということで感謝申し上げたいと思うが、提案団体や待機児童でかなり深刻な問題が発生しているところには、事務負担等も非常に大きいので、例えば入所保留通知書にさらに加えて何らかの証明書を出させる等のような事務的な負担についても、過度な負担とならないよう事務局を通じて提案団体等と調整の上、御検討いただきたい。

(厚生労働省) 本末転倒にならないように検討していく必要がある。

(高橋部会長) それでは、通番 12 については、これまでとさせていただきます。ありがとうございました。

<通番29：マイナンバー利用と個人情報保護の両立（内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省）>
【個人番号記載の住民票の取扱いについて】

(高橋部会長) マイナンバー入り住民票は制度上必要なのか。そのような制度をつくることはそもそも必要なのか、教えていただきたい。

(内閣府) マイナンバーを使っていろいろな手続をしていただくということが大前提で、マイナンバー法の第16条に基づき、番号確認と身元確認からなる本人確認、これはなりすまし等を防ぐためにやっており、その本人確認のために個人番号カードを使っている。それを持っていない人については、個人番号通知カードと身分証明書で本人確認を行うことが大前提。ただ、通知カードも失くしてしまった等のために、それに準ずる、政令以下で定められている仕組みとして、マイナンバー入り住民票が代替措置として設けられているというもの。

(高橋部会長) そもそも通知カードは代替措置なのか。

(内閣府) 通知カードがない等の人のために、マイナンバー入りの住民票による番号確認を行えるようにしているということ。

(高橋部会長) 理解した。

(伊藤構成員) 実際には、通常の住民票を交付すればいいにもかかわらず、やはりこのマイナンバー入りの住民票があることで、そちらを申請され、そうすると地方公共団体は、本人確認の手続等を非常に厳格に行わなければいけないということがあり、また代理人に対しては交付ができないという形になっていて、現場では大変負担になっている。仮に今発言があったような、本当に通知カードもなくしてしまったような場合に限定されてマイナンバー付き住民票を交付するということを明確にすることはできないのか。

(内閣府) マイナンバー法の仕組みとして、本人確認をどうするかということで、法律が想定しているのはマイナンバーカードの提示であり、当然それを当方も推奨している。ただ、やむを得ずマイナンバーカードを持っていない人、作っていない人、個人番号通知カードの所在が良くわからないという人、それに対しては代替措置を持っているが、その場合に限るといようにする運用が果たして窓口で適切にできるのかということも十分考えなければいけないと思っている。

(高橋部会長) マイナンバー入りの住民票というのが、非常に安易に使われているのではないかという意識を当方は持っているのだが、そういう意味では、必要最小限度でマイナンバー入りの住民票を交付できるという運用はできないのか。

(内閣府) そのような場合に限って交付することで生じる運用の問題や、個人番号通知カードを再発行するという仕組みもあると思うが、マイナンバー入りの住民票が今どのように使われているかということも踏まえて考えていかないと、代替措置とはいえ、住基制度の中で設けられている以上は、現にそれを使っている事務もあると思う。したがって、その事務の正当性や合理性も含めて考えていかなければいけないと思うが、今の住基制度の中で交付できることになっているので、そこは慎重な判断が必要ではないかと思う。

(高橋部会長) 実情をよく調べていただき、かつ、可能であれば、基本的に本来はそのような代替措置だということを地方公共団体又は住民に周知徹底していただくことはあり得ると思うので、そのような措置を是非お願いしたいと思う。また、本人確認の方法について、今行っている以外の手続というのはできないのか。

(伊藤構成員) 説明の中で、法定代理人と任意代理人を区別して対応するのが非常に煩瑣であるというようなお話だったが、これは具体的にどのような形で困難であると想定しているのかということの説明していただきたい。

(総務省) 提案内容が、法定代理人ならよいのではないかというものだが、仮に法定代理人ならよいという制度ができれば、こういうものを提出する必要がある等の検討を行う必要がある、かつ、提出されたものをその場で審査することになると思うので、現実的に難しいところがある。

(高橋部会長) これは申請の代理があるということが確認できれば良いのか。適切に本人を代理しているということがその場で確認できれば良いのか。

(総務省) 指摘のとおりであり、今もそれはそのようにしている。法定代理人と任意代理人の区別はなく、要は代理権がしっかりあることを確認して、それで実際には代理人には渡さずに、本人に送るという運用をしているということ。

(高橋部会長) 本人に直接郵送するというのか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 理解した。そこで、代理人に直接交付できないかという話だが、本人に意思があり、代理人に渡すことを希望しているということを確認することができれば、その場で代理人に渡せないのか。

(総務省) 実際の確認ができるかということも含めて、検討した結果、本人の安全性に配慮して本人に直接送るという運用を行っている。

(高橋部会長) その場で、例えば今であれば皆スマホとかパソコンを持っており、本人確認は顔認証システムで行うのか。

(総務省) その時の本人認証は異なる。指摘されている方法は、カードを交付する時に顔認証システムを入れるということであり、住民票を取得する時にそこまでの運用は行っていない。個人番号カードの交付時は顔認証システムを活用している。

(高橋部会長) 今、パソコンやスマートフォンがあるのだから、その場で本人に、代理人に渡しても良いという意思を確認するということはできないか。要するに、最近はITを使っていろいろな手続を行うという話になっているので、容易にそういう形で、PCとかスマホを使って、本人の意思をその場で確認できる方法はあるのではないかと思う。

(総務省) 一般論としてはあると思うが、インターネットの向こう側の話なので、本人が本当に自分の意思で話しているかどうかも含めて問題があると思う。

(内閣府) 例えば、今、金融の世界などでも、本人確認をどうするかという形で非常に難しい問題がある。例えば口座をつくる際に本人確認を行うが、その際にも、基本的に今までは身分証明書などを郵送にてやりとりするが、それをさらにテレビ電話等でできないかという議論もあるが、技術的な面や、画像でのなりすましの防止等を、警察庁や金融庁、さまざまな方面から検討されていると承知している。地方公共団体の窓口で行う本人の意思の確認についても、法制的な面、システムの面、運用面、いろいろな課題があって、まだまだ金融の世界ですらスタートしかかっているようなところで、一般的な窓口で果たしてできるかどうかというのは、率直に言って疑問を感じる。

(高橋部会長) そこは将来的な課題として理解した。

【マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化について】

(高橋部会長) 基本的に、住所が同じところで世帯が別な人にやりとり履歴がわかってしまうわけだが、これは必要性があるのか。法令上の必要性があって履歴がわかるという話になっているのか。

(内閣府) マイナポータルは、自分の個人情報について行政機関同士がやりとりした履歴を本人が確認できるようにする、それから、行政機関等が保有する自分の個人情報を確認できるようにするというシステムであり、マイナンバー法の附則の中で設置するようにされているもの。したがって、何か特定の個人情報のやりとりだけ記録が見えないようにするということになる、そもそも法律で目指していた自分の個人情報の行政機関同士のやりとりの履歴をあえて隠していくことになるので、それはそもそもマイナポータルを設置した趣旨に反していることになる。むしろ、今の話は、世帯情報を地方公共団体が確認する場合に、偶然同じ住所地なので、確認結果のための個人情報のやりとりの履歴が相手に見えてしまうではないかということだと思うが、それに関して言えば、特に法令上の問題はないと当方としては総務省から聞いている。地方公共団体が本人の世帯についての情報を確認した履歴が、マイナポータルに記録されていることに対する指摘と受け取っている。

(高橋部会長) そこが問題なのではないか。

(内閣府) 実際に確認していることは間違いないわけで、それを隠してしまうとなると、マイナポータルのそもそもの趣旨に反してしまう。

(伊藤構成員) 本人なり同じ世帯の人が、申請する機関、行政側から情報連携等で情報を確認されていると。どこがどのような内容の情報を確認しているかを見るというのは当然、制度の趣旨としてよくわかるが、例えばシェアハウスをしていて、同じ住所地の別の世帯がある時に、ある別の人が自立支援医療費の支給認定を受けていると。それを関係機関が確認しているという情報を知られてしまうということが、今、問題になっている。住所でこのシステムを組んでいて、本来であれば世帯でそれぞれ情報を確認する、あるいは連携する情報が見られるという仕組みになっているはずなのに、他の世帯に知られてしまう。他の世帯は、あるAという世帯の人に、行政がBという世帯の人の情報を確認していることが見えてしまう。そもそも個人情報保護との関係で

果たしてこれが維持できるのかどうかということを今、問題にしている。

(内閣府) 問題意識はわかるが、マイナポータル側の側としては、個人情報のやりとりの履歴については開示せざるを得ない。問題は、世帯情報を確認する必要があるのかとか、なぜ同じ住所に複数の世帯があって、それを分離できないようになってきているのかとか、そのことがむしろ問題の本質だと思う。繰り返しになるが、制度的には、先ほど申し上げたとおり、それぞれ法的な根拠があって行っている。

(高橋部会長) 世帯ごとに照会をかけるシステムになぜなっていないのか。

(総務省) 要は2つシステムがあり、住民基本台帳ネットワークシステム側にはいわゆる4情報しかない。そこには世帯の情報がないが、一方で、情報連携の情報提供ネットワークシステムで世帯情報を提供するというふうに、システムとして仕分けをしたということ。したがって、今、回答したようなシステムとして、まず同一住所地にいる人を検索し、その人が分かればその人の符号を確認し、それで情報連携を行い、これが同一世帯人かどうか確認をしているということ。それはシステム上、住基ネットでは4情報しか持てないという制約がある中で、情報を増やすということではなく、世帯情報は情報連携でとれるようにし、そうすることで利便性は上がるだろうということで行った。したがって、システムごとにそれぞれ見ることのできる情報が異なっているというのが現状である。

(高橋部会長) まず住所で見て、シェアハウスに住んでいる全ての人がそこで検索に引っかかるというわけか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) それは、マイナポータル上、確認できてしまうということか。

(総務省) マイナポータル上、あなたのことを検索しましたということは表示される。

(高橋部会長) それは目的も出るのか。

(内閣府) どの機関が何の事務で照会しているかというところは表示される。

(伊藤構成員) 関係する行政機関の側が検索して見る、ほかの機関がどういうふうに見ているかというのはわかるが、利用者の側がほかの世帯の情報を見られないようにするというシステムの設計はできないのか。

(内閣府) 他の世帯の情報を見ているわけではない。どの機関が何の目的で自身の情報を確認したかということだけが本人にわかるので、別にほかの世帯の情報が見えるというわけではない。単に自分の情報をいつ、どの機関が、どの目的で見に来ましたかということが、マイナポータル上で、マイナポータルを見た本人だけがわかるというだけの話であって、ほかの世帯の情報が見えるわけではない。

(高橋部会長) シェアハウスの中に、本人ではないのだけれども、他人に目的があって照会がかけられたということはわかるのではないか。

(内閣府) 自分の個人情報が照会がかけられたことはわかるが、他人の個人情報に照会がかかったかどうかはわからないはずである。マイナポータルでわかるのは自分に関する情報だけであり、自分のところに照会が来たということはわかるが、ほかの人に照会が来たことはわからない。

(高橋部会長) しかし、全く該当性がないのに自分に検索がかかったという話だと、推測はつくのではないか。

(内閣府) それはどの照会でもそうで、なぜ自分の情報がこの機関から確認されているのかということは、シェアハウスに住んでいる人であろうが、他の普通の一般人であろうが、疑問に思ったら、なぜ自分のことを見に来たのかということについて、自分で管理できる、把握できるということのためにマイナポータルが使われている。シェアハウスに住んでいる場合に他人の個人情報のやりとりを推測できるかどうかというのは、マイナポータルとは別の問題だと思っている。

(高橋部会長) 全く自分に関係ないところで、住所ということで検索がかかったと。目的が、例えば機微な申請であるといったら、同じ住所地の人に照会がかかったのだろうという非常に強い推定が成り立つことになるが、それは制度上知らないはずとは言えないと思う。合理的な一般人だったらそのような推定をする。

(内閣府) ただ、マイナポータルの仕組みはそういう仕組みになっているということ。あとはそれを照会する機関、あるいはその制度はどうしているかということ。マイナポータルはとにかく記録を残して、記録を見るところのための仕組みになっている。

(山本構成員) 情報公開請求であるとか個人情報保護との関係で、個人情報を判断する時に、完全にこの人ということまで特定されていなくても、容易にこの人のことだろうということがわかれば、それはやはり個人情報だと判断される。今の説明によると、完全には確かにわからないわけだが、しかし、推測はかなりの蓋然性でできるだろうと思う。その時に、現行法の個々の規定を確認してみた時に、それは全て適正に行っている、と。それぞれの制度の趣旨からすればそうなるという話は良くわかるが、他の人が、同じ住所地のこの人がこ

うというような人なのではないかということがわかってしまう。結果としてそういうことであれば、やはりそれは制度全体のどこかに問題があると考えざるを得ないのではないかと思うが、その辺についてはいかがか。

(総務省) 第一次回答の最後にも書いたが、当方としても、いずれにしても実態は把握しなければいけないと思っている。今ここで確たることは言えないが、実態をよく見て、より良いものがあるのであれば確認したいと思う。また、システムを再構築するとすると、それはそれで費用の問題があるので、その点も含めて考えていかなければと思う。本日御指摘いただいたことも踏まえて確認はしようと思っていたので、実態を確認してみたいと思う。

(高橋部会長) 総務省は総務省でしっかり考えていただくということと、一般的な制度論として、これを端緒にして個人情報保護法上の問題がないかどうかは、少し個人情報保護委員会としても検討していただく価値があるのではないかと思った。広く検索をかけることによって容易に推測が成り立つような制度はたくさんあるのではないかと。そこのところの対象は、少し一般的に考えていただいたほうがいいのではないかということを示し上げた。

(内閣府) 指摘をいただいたことは、内閣府大臣官房番号制度担当室の中でも共有したいと思う。

(高橋部会長) ぜひよろしくお願ひしたい。

【住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化】

(高橋部会長) これはもともと保険会社に対し指導しているということか。

(内閣府) もともとは税法に由来しており、保険会社が保険金を支払う際に、その税法上の調書の中にマイナンバーの記載を求めているというのが背景にある。税法上いろいろな調書を出す機関は、金融機関であれ、証券会社であれ、従業員の年末調整なども含め、法定調書を出す際にマイナンバーを記入する必要がある。保険契約時にあらかじめマイナンバーを収集していれば良いが、結局それを収集できず、実際に支払う段階になって提供を求めているということが恐らく背景にあるのではないかと思うが、当方としては、保険会社には契約時点から収集するようというのを要請しているということ。

(高橋部会長) 契約時に収集するというのはわかるが、死亡時の支払いに際して、死亡した者のマイナンバーまで要るのか。

(財務省) 基本的に、支払調書はマイナンバーが法定記載事項になっているということが原則としてあり、死亡者についてもそれに含まれている。マイナンバーの記載により、納税申告書の情報と、法定調書の資料情報を、正確かつ効率的に名寄せ、突合できるようになり、所得把握の一層の適正化、効率化が図られていくということで記載をお願いしている。

(高橋部会長) 所得は受取人に発生するので、死亡者には発生しないのではないか。その必要性を説明していただきたい。法定調書になぜ死亡者のマイナンバーを入れなければいけないのか。

(財務省) 名寄せのためである。

(高橋部会長) 所得を把握するための名寄せなのに、なぜ死亡者についての名寄せが必要なのか。

(財務省) 死亡者自身について、そもそも相続税の申告書に書く形にはなっていないが、契約者が死亡したような場合にマイナンバーの記載をお願いしている。

(高橋部会長) 死亡したら、保険契約者に所得は発生しないのではないか。所得捕捉のためになぜ死亡者のマイナンバーが要るのか。そこを次回までに説明していただきたい。また、死亡者についてなぜ新しくマイナンバーを収集する必要があるのか。これは一般論としてとても重要な話だと思うが、そこはどうか。

(内閣府) 死亡者のマイナンバーが必要なケースは、私どもが把握している限り、恐らく保険金支払いのケースではないかと思う。マイナンバーを記入して給付等の申請をする場合、通常、生きている人に対する給付等となるはずなので、地方公共団体から上がってきている話としては、保険金の支払いの時に亡くなった人のマイナンバーを求められることから由来してきているのだろうと当方は見ている。そういう意味では、当方の立場として、保険会社や保険業界に、契約時点から適切にマイナンバーを収集していればそういうことは起きないはずなので、そういうことをお願ひしたいということである。

(伊藤構成員) 国税庁のホームページには、法定調書に関するFAQの中で、マイナンバーの記載がない場合でも書類を収受することとしていう主旨の記載があるということで、もちろん生前にマイナンバーがわかっているということはあるが、それがなくても法定調書は受け付けるという趣旨であり、保険会社としてもマイナンバーはないという形で書類を出せば、それは問題ないと理解しているが、この点はいかがか。

(財務省) FAQIにはそのように書いている。マイナンバー制度に対する国民の理解の浸透には一定の時間を要する点などを考慮し、マイナンバーが記載されていない場合でも法定調書を受け取ることにしている。ただ、マイナンバーの記載は所得税法等の法令に求められた義務であり、広く記入していただきたいということで周知を行っている。

(伊藤構成員) ただ、繰り返したが、死亡者のマイナンバーを相続人や親族が取得するのは非常に困難で、実際に現場でトラブルになっているようであり、保険会社に死亡者のマイナンバーの取得まで求めるというのはそもそもの制度としてどうなのか。また、死亡者のマイナンバーの取扱いについては、是非全体の制度として広く検討いただきたい。本人がいなくて、どのようにマイナンバーを扱うかということを含めて検討できないのかということ意見をいただければと思う。

(内閣府) 検討いただくというのはどういう意味か。本人の手続がない以上は、マイナンバー自体を使う契機が恐らくないと思う。

(高橋部会長) 保険以外にマイナンバーを使う機会がないと発言があったが、本当に保険以外にないのか。

(内閣府) ないことの証明は難しいが、当方で把握しているのは、保険金の支払いに関係して、死亡者のマイナンバーの提供を求められる例があるということ。

(高橋部会長) 死亡してしまったらマイナンバーをなくすというのは許されないのか。死亡届でマイナンバーを即削除するという場合でも困難か。

(内閣府) マイナンバー自体は重複を避けるために、亡くなった人のマイナンバーを別の人に付すということはない。

(高橋部会長) 削除というのは、ひもづけを削除するという意味である。死亡者とマイナンバーのひもづけを削除する。要するに、過去に出したマイナンバーは当面はわかるけれども、この人に出したよという情報は、もうなくしてしまうというのはできないのか。それによってマイナンバーは死亡時点で、国としても全て利用しませんということをはっきりさせる。

(内閣府) 死亡後であっても、例えば、行政機関が過去に給付したのについての不正給付がなかったかとか、そういうことを調べる際に本人を特定する材料として使うことはあると思う。

(高橋部会長) 過去の情報は残すので、過去の情報まで削除しろとは言わない。本人にマイナンバーをひもづけるシステムというのは、もとの情報が残っているわけで、そうでなければマイナンバーと突合できない。

(内閣府) それは、それぞれの税であったり、社会保障の給付もそうだが、過去、誰にどんな給付をしたかということは記録として残していると思う。

(高橋部会長) 国税庁は、死亡者について必要に応じて突合している。要するに、システム上は、死亡者についても、この人のマイナンバーは本当に正しいという確認ができるシステムになっている。

(内閣府) つまり、住民として住民票があり、それで死亡されたということについては、住民票コードもあり、マイナンバーも残っているという状態だと思う。それは、それぞれのマイナンバーにひもづいた、あるいは住民情報にひもづいた情報というのを、税なら税、社会保障なら社会保障、それぞれの機関が持っている。突合不能にすると、例えば過去にこの人は所得があったのに不正な給付を受けていたかどうかということを機関がチェックして確認をしたいという場合に、それが突合できない状態になってしまうので、そういう使い方まで国で駄目だという必要はないのではないかと思います。

(山本構成員) 要するにマイナンバーの趣旨というのは、生きている人が自分の権利・義務関係を明らかにする際の本人確認手段であり、死んだ後の話というのは本来のマイナンバー法の枠の中に入っていないと言われたが、生前のいろいろな、支払い状況の内容の確認を後からするために使うというのはわかるが、それをさらに超えて、例えば遺族が相続税の関係等で使うというのは、やはりマイナンバー法の本来の趣旨の中に入っているということなのか。

(内閣府) 死者のマイナンバーを家族なり第三者が収集して申請するような行為があるかどうかということが話の発端だと思う。そのケースは当方が把握できているのは、保険金の支払いのケースであろうと。それを踏まえれば、公平・公正な負担と給付というマイナンバー制度のそもそもの趣旨からいって、過去のいろいろなデータについて確認するとか突合するところまでは、恐らく否定されないのだろうと思う。

<通番30：郵便局員による本人確認とマイナンバーカード交付事務に関する見直し（内閣府、総務省）>

(高橋部会長) まず本人確認について、基本的にマイナンバーカード交付時には顔認証システムで本人確認を行

うのか。

(総務省) 然り。

(高橋部会長) 顔認証システムは機械で判断するのか。

(総務省) 確認するのが仮に郵便局員だとすると、顔認証システムでこの人だとわかるのではないかという主旨の発言ではないかと思うが、本人かどうかということについて、つまりインターネットの向こう側にいる人が本当に本人なのかという問題、また、郵便局員は公務員ではないので、本人確認は地方公共団体が行っており、地方公共団体の長の名前で本人であることを証明していることから、ひもづけを間違えると、後々間違った情報がずっと永続的に使用されていくので、責任を持てる人が対応する必要があるということに尽きる。

(高橋部会長) 放置車両確認事務については民間委託しており、民間事業者が事実確認している。

(総務省) 結局、切り分けの問題だと思う。事実行為について、現在も住民票の交付を郵便局が行っているところがあるが、この人が本人だということ、その事実を信用して各人が契約行為等を行うので、間違いがあってはいけない。そのようなことから、一定の線引きがあるだろうと考えている。おのずから委託の範囲には制約があるということ。

(高橋部会長) 例えば法制上、委託するというような仕組みを考えることはできないのか。確かに法的な根拠がなくてできないというのはよくわかるが、これから縮小社会に向かって連携が必要な時に、郵便局の資源をどう生かすのかというのは、まちづくり、地域づくりの重要な柱になっており、法律上しっかり委託の制度を設計するという発想にはならないのか。

(総務省) 地方公共団体の長の名前で、この人はこの人だという本人確認を行うなかで、間違えた時に誰がどのように責任を取るのかということも含めて考えなければならない。

(高橋部会長) 本人確認行為に間違いがないような、制度上十分な委託のシステムをつくれれば良いのではないか。

(総務省) どこまでも公務員の仕事を外に出すという話になり、それはおのずから限界がある。

(山本構成員) 地方公共団体が責任をとらなくてはいけなから委託に出せないという話は、一般論としては言えないだろうと思う。いろいろな委託の制度があるなかで、具体的に、この事務に関して郵便局に委託するのは危ないということについて、具体的にどれだけ言えるかという話だと思う。具体的に、地方公共団体が自分で行うよりも非常にリスクが高くなるということなのか、それはどういう点でリスクが高まると考えているのかということをお伺いしたい。

(総務省) 例えば申請を受け付ける時に郵便局員がサポートするといったことを現に行っている郵便局はある。ただ、その人がその人だということを確認し、その決定した事項が、以後、いろいろなところで使われるものについて、願する対象事務の線引きが難しい。今でも一定の環境をつくった上で、事実行為については郵便局に任せたり、定型的な窓口事務について、地方独立行政法人という形であれば、事務全体を外出できるようにしたりしているので、決してそういう法制を考えていないわけではないが、民間企業の場合には限界があるのではないかとこのことを申し上げているということ。今回の事務に限定した話だが。

(山本構成員) 具体的にどのような弊害があると考えているのか、そこに問題があるのだと思う。民間に委託するということはすでにいろいろな場面で行われているわけで、そこにはおのずと限界があると言われたが、その限界を引く際に、後々までマイナンバーカードが使われるからというだけでは理由にならないのではないかと。そこでミスが起きる可能性が高く、それによってその人が損害を受ける可能性が高いという場合に、それは外には出せないということになると思うが、その具体的な危険性というのが、この本人確認という事務に関してどれぐらいあるのかという、その具体的な危険性を教えていただきたい。

(総務省) 要は身分証明書をつくるということになる。この人は本人ですと証明するものを地方公共団体が発行しているということになる。交付されたマイナンバーカードで携帯電話も買うことができれば、その他様々な契約もできるということになるという危険性を申し上げているのであり、簡単に身分証明書を発行することは非常に危ないということを申し上げている。

(高橋部会長) 顔認証はデータベースに残るのか。顔認証した場合には認証のデータはあるわけで、それは地方公共団体の職員はデータとしてチェックできないのか。データを残すということはあるか。それを後で確認することは無理なのか。窓口に来ているのだから、なりすましの話は、今回はないわけで、データを転送して地方公共団体の職員が顔認証システムで確認すればいいのではないか。

(総務省) 例えば地方独立行政法人法の改正においても、何かあれば行政自らが直接執行することを規定する等、地方公共団体の監督が及ぶ構成にしてつくっている。民間委託については、簡単にできる話ではない。

(山本構成員)ただ、民間にいろいろな事務を委託している例はあるわけで、きちんとした制度を作らなくてはならないということは確かだと思う。ただし、郵便局に委託することで何か具体的に実態として危険なことがあるということであれば、それは恐らく政策的にも行うことができないということになると思うけれども、それが何なのかというのが今一つわからない。制度をつくるのが大変だというのは理解している。

(高橋部会長)郵便局は民間だが、ユニバーサルサービスを負っている。通常の民間事業者と異なるのではないか。それをどのように生かすかという点では、ほかの民間事業者と異なり、説明がつくと思う。郵便局はユニバーサルサービスを負っており、地域にあまねく郵便を送らなければいけない。そういう意味で、地方公共団体の体力が細っているところで郵便局に補完してもらうという話になったわけで、他の民間事業者と区別するという点について、十分説明がつくと思われる。他の民間事業所と違い、郵便局に委託する理由はあるのではないか。郵便局に委託できない理由を具体的に説明していただきたい。

それから、例えば、顔認証したデータを転送して、地方公共団体の職員に確認してもらうということだってシステム上はやろうと思えばできる。

(総務省)いろいろなことを踏まえ、本当に本人確認ができるかということを考えなければいけない。

(高橋部会長)その点は検討していただきたい。

(磯部構成員)ある程度制度を慎重に作っておかないといけないということがよくわかる。後々まで使われる証明書であり、社会的な信用も大事であり、大事な情報だからこそ慎重に行っているということもわかる。別に当方も、安易に広げて誰でも良いと言っているわけではなく、高橋部会長の発言の主旨は、技術的にもある程度安全は確保できるのではないかとということ。郵便局というのは現実的に公益性がある程度あり、その上で制度設計を行い民間に委託している例はいくつもあるわけで、人の命にかかわるような建築の安全性であっても委ねている場合がある。それをどのように制度設計すればできるかというのは、十分議論の対象にはなることだと思う。建築家に委ねるといことであれば、報告して、場合によれば行政が監督権限を行使できるようにしてあるとか、そのような工夫は幾らもあるはずだろうと思うので、これだけは無理と言われると、なぜこの問題について郵便局だけは無理なのかという理由が具体的によくわからず、繰り返し質問していることなのだと思う。したがって、できないわけではないという視点から、少し検討していただきたい。一つの地方公共団体からの提案ではあるが、本当に欲しい人にサービスが届きにくいということになってしまっていることの弊害を、郵便局というサービスも活用して、マイナンバーカードが欲しい人にどのようにきちんと届けるかという発想で考えていただけないかなという感想を持った。

(高橋部会長)今、マイナンバーの普及というのが電子化行政の核になっていて、そのような意味ではマイナンバーカードが普及しないというのは国民全体の財産として困ることになる。したがって、マイナンバーカードが普及しやすいシステムをどのようにして作っていくのかということの内閣府大臣官房番号制度担当室にも検討していただきたいと思う。法務省が管轄する法人登記も、今はテレビ電話を使用して本人確認を行っている。そういったことから、世の中の流れに合った形で検討していただけないか。是非2次ヒアリングまでに、法務省がテレビ電話を使って法人登記を行っているのになぜマイナンバーカードではできないのかという理由も含めて、回答をいただきたい。

(内閣府)指摘していただいた法人登記のことは確認してみたいと思うが、いずれにしても、マイナンバー制度においては、各種申請等の際、行政機関等が本人確認を行ったうえでマイナンバーの提供を受けることとなっており、適切に本人確認を行った上で入手した個人情報と事務で利用されるという点で、マイナンバー提供時の本人確認は、まさに信頼性の基盤である。マイナンバーカードの交付は特に、その最たるものになっているので、その交付方法をどうするかは問題だと思うし、交付の時には単に顔認証だけではなく、暗証番号の設定行為などもある。また、個人情報保護を重視される方々からは、マイナンバー制度自体が違憲であるという内容で、いろいろな形で訴訟をされているという側面もある。そのような中で、我々としては、慎重な上にも慎重に検討をしていかなければならない。そのような立場については御理解いただきたい。

(高橋部会長)理解している。ただ、法人登記のような取引の基本となるものであるものも、法務省がテレビ電話を使用するというを行っているので、なぜできないのかということ、2次ヒアリングで説明していただきたい。

(勢一構成員)重ねてのお願いになるが、地方の現場で本当にマイナンバーカードの給付を求めている人に届けることができていない、その支障がいろいろな形で起きているということで、共同提案団体はかなりたくさん数が出てきている。したがって、それぞれ現場に応じて出てきている問題性が違うとは思いますが、その時の一つ

の解決策として、現場から郵便局にお手伝いいただけないかということがアイデアとして出てきているところ。それがどのような形であれば可能になり得るのか。可能でないというのであれば、具体的にどのようなところでできないということなのか、説明をしていただくというのがこの場ではとても大切なことだと思う。是非、現場の悩みを受けとめていただき、少し前向きに検討をしていただければと思う。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)